

## 総務民生委員会

1. 日 時 平成26年6月17日(火曜日)

午前9時29分～午前10時32分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 河本芳久 委員長 三好睦子 副委員長

竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員

西岡 晃 委員 山中佳子 委員

高木法生 委員 岡山 隆 委員

馬屋原 眞一 委員

4. 欠席委員 村上健二 委員

5. 出席した事務局職員

石田 淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長

野尻 登志枝 議会事務局企画員

6. 説明のため出席した者の職氏名

林 繁美 副市長 高橋 睦夫 病院事業管理者

波佐間 敏 総務部長 篠田 洋司 市長統合戦略局長

田 辺 剛 総合政策部長 井上 孝志 市民福祉部長

杉原 功一 市民福祉部次長 三浦 洋介 市民福祉部次長

松野 哲治 上下水道事業局長 倉重 郁二 美東総合支所長

奥田 源良 秋芳総合支所長 金子 彰 病院事業局管理部長

久保 毅 会計管理者 小田 正幸 監査委員事務局長

阿野 一俊 消防長 大野 義昭 総務課長

白井 栄次 財政課長 細田 清治 税務課長

秋本 勝彦 収納対策課長 佐伯 憲一 監理課長

佐々木 昭治 企画政策課長 西山 宏史 生活環境課長

松 永 潤 消防本部次長 岡崎 寿徳 消防本部予防課長

午前9時29分開会

○委員長（河本芳久君） おはようございます。

ただいまより、総務民生員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました。市長提出議案2件につきまして、審査いたします。御協力のほどよろしくお願いたします。執行部、何か。

〔発言する者あり〕

はい、それでは、議案第2号、美祢市税条例等の改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。細田税務課長。

○税務課長（細田清治君） それでは、議案第2号、美祢市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案2-1ページをお開きください。参考資料は、1ページからとなります。

本議案の主な内容としましては、法人市民税法人税割の税率を14.7%から12.1%に引下げる改正をするものであります。これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率の引下げに併せて、その引下げ分に相当する課税標準を法人税額とする地方法人税を国税として創設し、その税込額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰入れ、地方交付税の原資化とするものであります。この改正は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

次に、軽自動車課税の見直しを行う改正を行うもので、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げる改正です。この改正の施行日は平成27年4月1日で、軽四輪車等について新税率の適用は、施行日以後に最初の新規検査を受けるものが対象で、平成27年3月31日までに登録された軽四輪車等は、現行の標準税率で課税をします。なお、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度分から改正後の標準税率の概ね20%の重課となる特例措置を講じます。又、原付や二輪車の標準税率を平成27年度から約1.5倍に引き上げる所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今や庶民の足となっている軽自動車ですけど、一家で複数の車を所有すれば、必ずと言っていいぐらいに軽自動車があると思うのですが、この導入でどのぐらいの税収の異動というか、変更があるのでしょうか。法人税も含めて分かればお願いいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、どうぞ、細田税務課長。

○税務課長（細田清治君） ただ今、三好委員から2点の質問があったと思います。まず1点目、軽自動車ですが、軽自動車は、その年の4月1日に課税をされます。この改正の施行日が平成27年4月1日ということで、先ほどもちょっと説明でお話しましたが、現行の所有者、現行の車に対しては旧、今の税率で課税をされます。そういうところで徐々に買い換え等により、新税率の適用が段々、軽四輪車等に対して、税収がふえてくると思います。平成24年度におきましては、農耕用作業車や50cc等の二輪車等の新税率の課税となり、約500万の増収になるかと思えます。そして、先ほど申しましたように、買い替えにより、新税率の適用が軽輪車等ふえてきますので、軽自動車も年々ふえてくると思います。最終的には現行の保有台数で試算しますと、今年度の8,300万円から、1億2千万、約3,700万円の増収になるかと思えます。もう1点目は、法人税ですが、平成26年度、予算の歳入が、1億6千万ぐらい予算を計上しております。来年度以降税率が14.7から12.1に下がるということで、約3,000万円前後が、減収となり、交付税の方に回ると思われます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほども言いましたけど、本当にこういった軽自動車の増税ということは、庶民の足、軽自動車は庶民の足なので、本当に、軽自動車は、弱い者いじめというか、庶民——国の政策ですけど、こういった、庶民増税というものの一つの表れかと思ひまして、この議案には反対です。

○委員長（河本芳久君） 賛成できないと。その他、御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第2号、美祢市税条例等の一部改正について、採決をいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数でございます。それでは、第2号議案は原案の通り可決いたしました。

次に議案第4号、美祢市火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 議案第4号、議案書のページ4-1、美祢市火災予防条例の一部を改正する条例について、参考資料のページ16、美祢市火災予防条例新旧対照表をご覧ください、御説明いたします。平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、屋外における催しに際して、対象火気器具等の取扱いと、防火管理体制の構築を図るため、消防法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

この一部改正に伴い、美祢市火災予防条例の一部を次のように改正するものがあります。祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、対象火気器具等を使用する者は、消火器を準備した上で、使用すること、及び、火災と紛らわしい煙等を発生する恐れのある行為等の届出を義務付けるものであります。

次に、屋外の催しに係る防火管理体制を図るため、消防長は大規模な催しを指定し、催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、及び火災予防上必要な業務計画の提出を義務付けるものであります。

また、消防法施行令第37条、検定対象機械器具等の見直しが行われ、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器が自主表示対象機械器具に移行したため改めるものです。なお、附則といたしまして、施行期日を平成26年8月1日としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、高木議員。

○委員（高木法生君） この度の条例改正でございますが、4-1ですか、第18

条で（9） - 2が、一つ付け加わったわけで、その中で消火器を準備しなければならないということになったわけであります。こうなって、対象火気器具等というのは、この参考資料の16ページにあります、液体燃料を使用する器具、あるいは固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具。この事を言っているのかお聞きしたいと思います。それから、これは運用の事をお尋ねすることになるわけでございますけれども、この消火器を準備する数、本数というのは、基準があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、岡崎予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 今の質問に対してお答えいたします。気体、液体、固体燃料を使用する。それ及び電気を熱源とする器具で、移動式のコンロ、移動式ストーブ、移動式バーナー等でございます。

消火器の設置基準ですが、各店舗がそれぞれに準備するといたしまして、4型以上、もし無い場合は、消防本部での貸出の方も考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 以上の説明でよろしいですか。高木委員。

○委員（高木法生君） 本数は、たとえば液体燃料を使用する器具が一つあったと、それから固体燃料を使用する器具も一つあったというときには、本数が、消火器は2つ要るということですか。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 先ほどの捕捉になりますが、各店舗で準備する、各1催し物の業者に対して1つ。また、テント内で合同で入る場合におきましては、10型以上を1本と考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他質疑はございませんですか。はい、岡山議員。

○委員（岡山 隆君） 今回、今説明がありましたけれども、京都府の福知山で昨年、花火大会におけるこの火災事故。死傷者がでたということで、こういった法改正が国においてですね、改正され、そして美祢市においても、それに応じた火災予防条例、これを作成、提出されております。

今後、この中に第49条、今回、この欄に該当するものは30万円以下の罰金に処すとありますけれども、これは従来通りだったんですけど、今回それに対して

の、今後は計画を作成させてですね、計画を作成させてその計画に基づいて業務を行わなければならない。こういったところを違反していたならば、30万以下の、美祢市においても罰則の規定があるということで、記載されております。

それで、美祢市においては1露店、またはそのいろいろ、法人とか様々なところが、美祢においては、この秋吉の花火大会ですね、または、アンモナイトの祭り等がありますけども。こういったところはかなり多くの美祢市においても露店がでておりますけれども、その対象となる計画書を出さなくちゃいけない。それはどういったところが、対象なのか、よくこれでは解りませんので、その辺説明していただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、岡崎予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 今の質問にお答えいたします。まず、消防長が指定催しの指定をするということで今考えておりますのは、狭隘な場所で開催され、露天等の出店が1か所に集中し、避難及び消火活動に支障を来すもの。また、出店を認める露天等の数が50店舗を超える規模のものと考えております。美祢市におきましては、秋吉台の花火大会を指定する計画としております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、秋吉の花火大会の時には、50店舗以上になる可能性があるということで、こういった許可とか必ず出していただかなくちゃならない。あと小さい所は、ここまでの事はしなくていいということですかね。

○委員長（河本芳久君） はい、岡崎予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） お答えします。消防長の指定に関しては、今、秋吉台の花大会を計画しております。その他、美祢市におきましては、昨年度16箇所ぐらいのイベント、催し物がありまして、そこで露天等で火器使用の設備を使う露店におきましては、消火器の準備、それと先ほど言いました、火災と紛らわしい（煙等を発生する恐れのある行為等の）届け出が必要となります。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そういった露店を出す場合には、消火器をきちっと準備していくこと、これは大事と思っております。基本的にはABC粉末消火器と思っ

ています。Aは普通の紙とか木ですよね。対応。そしてBについては、この油関係。そしてCは電気関係ということで、大体このABC粉末消火器があれば、対応できると思っております。問題はですね、この消火器を一露天商が、この消火器を毎回準備する。大体5000円から、高いやつになると、まあ10万円ですよ。普通そんなことをしたら商売にならんという、普通は5000円ぐらいだったらできるんですけど。この消火器を皆さん、きちっと設置していかなくちゃならない。なかなかそれは負担がかかる。それに対して、消防署が貸出ができるのかどうかということと、そして、その辺はちゃんと、本人がちゃんと露天商が準備しなくちゃならないか。ちゅうことをですね、お尋ねしたいし、またその露店が出している、持っているこのABC粉末消火器、これ有効期限が、賞味期限じゃないですけど、有効期限があると思いますけども、この辺も10年以上たっておったら、なかなか粉末消化器の効果がないということもありますので、その辺に対してのチェックはどうなのか、この2点についてお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、岡崎予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 質問にお答えします。消火器の設置義務といたしましては、本人が設置するようにはしておりますが、昨年から、現地消防本部として、現地指導を行っています。もし現地に指導に行きまして、無い場合は、消防本部が用意して行ったものを貸し出したいと考えております。消火器につきましては、もちろん、期限といいますか、守って使用していただくようになります。

以上です。

○委員長（河本芳久君） その他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは本案に対する、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれより、議案第4号美祢市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案の通り決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のと

おり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました、議案2件につきましての審査を終了いたします。その他、委員の皆様から何か御意見ございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 1点、2点くらいお尋ねをするんですが、先日、麦川地区のですね、異臭問題で地区の説明会があったかのように、お聞きしておりますが、その時の内容をですね、少し御説明していただければというふうに思います。

○委員長（河本芳久君） 西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） ただいまの西岡委員の御質問にお答えいたします。今年度の4月11日にですね、麦川地区の産業技術センターにおいて夕方午後6時から、過去1年間の山大工学部今井教授にですね、調査研究をお願いさせていただいた、結果を踏まえた、麦川地区の方々への御報告の会を設けております。確かご出席の方が地域の方8名だったと思います。

どういった御意見が出たかということでございますけども、市の方はですね、規制に触れる数値にはなっていない。あるいは、人体の健康を害するレベルにはなっていないというふうに言うんだけど、確かに臭いはあるんだけど、いまだに臭いはあるんだよという御意見は1名から御発言がありました。あるいは、毎年そういう違法ではない基準以下だ、あるいは有害ではないという、その説明に終始するのだったら、もうこの報告会も要らないのではないか、という御意見もございました。

ただ全体、1時間半くらいの時間だったと思うんですけども、私は、今回初めて出たんですけども。地域振興の御要望ですね、例えばなんですが、坑内水を温泉にどうか活用できないだろうか。とかですね、そういう地域振興策を要望される声のほうが、雰囲気的にはやや多いという印象を持ちました。今回の報告会の状況については、以上のような印象を持っております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） ありがとうございます。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） この問題は長年、どうですかね、炭鉱が閉山になって以降、長年続いてきた問題だというふうに認識しておりますけど、なかなか過去からどういうふうな経緯でどういうふうなデータの数値ですよ。そういったものが

示されたことが、あまりないのではないかなというふうに思いますし、今後どうしていくのかというのはすごく難しい問題じゃなかろうかなというふうに。臭いの問題ですので、なかなか個人個人で差がでてくるだろうかなというふうに思っておりますし、そういった面でこれからどうされて行くのかということと、過去のデータを踏まえて、どういうふうな物質で数値がどうなっているのかが分かればですね、そういった資料があれば、提出していただければ。それと議員の皆さん、あの周りを通られる方とか、住んでおられる方は、よく解られるかも分かりませんが、今日みたいな雨の日は、やっぱり臭いがするんですよね、結構。そういった面も、委員会でちょっと見てもいいんじゃないかなと、というような気もしますが。その辺の状況なりを、分かれば、お願いしたいと思いますけど。

○委員長（河本芳久君） はい、西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） この件に関しましてはですね、確か平成18年の12月の美祢市議会におきまして、当時の布施議員がですね、一つの公害問題だという、じゃないかという予見をもってですね、市としてきちんと調査をしてくださいと。いう事から、一連の私どもの活動、対応も始めたわけでございます。ちょっと、ここ数年御報告申し上げてなかったこともございますので、これまでの取り組み、あるいは現状について、少し簡単に御説明したいと思います。

平成19年度から、平成26年度に至るまで、今年度に至るまでですね。ほぼ毎年度、山口大学工学部の今井教授に、麦川地区の旧山陽無縁炭鉱の坑口が、シックナーという、一旦水を貯めるプールのような装置なんですが、シックナー、そしてその周辺。市の事川、それから市の事川が注ぐ麦川川ですね。それらに関しての水質や大気の調査、そしてその臭い、臭気ですね、臭気の対策に関する、調査研究を継続的にやってまいりました。今井教授にはですね、今まで5回ほど、坑内水の調査報告書をまとめていただいております。各年度ともですね、水質や大気の状態は、規制値以上のもではないし、人体の健康に影響のあるレベルではないという事が、記載されております。これらの調査をずっと通観して見ますと、硫化水素の濃度等、調査対象とした大気や水の質、水質については、もともと健康を害するレベルではなかったと。そして、さらに平成23年9月からは、より低いレベルに数値は低減化していると。23年9月以降ですね。約3年近く前からですね、数値はかなり低いレベルで安定しているという状況でございます。

今井教授によりますとですね、坑内水の曝気促進のため、曝気というのは空気にさらすという意味なのですが、坑内水の曝気促進のために、平成21年2月から今年3月に至るまで、宇部興産さんが実施されたシックナー及びその周辺の一連の工事等、それが一定の効果을あげていると。硫化水素等の数値の低減化と宇部興産の取り組みには、相対的な因果関係があると。そう考える方が自然であるという見解をいただいております。

宇部興産におかれましてはですね、今年3月にシックナー周辺の一連の曝気促進の工事を完了されて、そして、効果も生じているんじゃないかと認識されておりますので、当面新たな工事による臭気対策は計画をされていないという状況でございます。

ところが今、西岡委員おっしゃいましたように、かつては梅雨から夏場にかけて悪臭に関して私ども生活環境課や宇部興産の現地の管理事務所ですね、通報、苦情等もあったようでございますが、ここ1、2年は、そういった通報、苦情が無いような状況でございます。ただ、今回の報告会、4月11日に行った報告会においてもですね、やはり悪臭はあるよと。梅雨場に来てごらんという御意見もありましたので、この6月から8月にかけてはですね、私ども生活環境課の職員は、できるだけ毎日、日中一回程度現地に赴きまして、実際の悪臭の——臭いをするのかどうかを確認する作業を今しておるところでございます。

そうしたことを踏まえて、平成26年度末に提出いただく予定の調査報告書におきましては、過去数年のデータの経年変化、あるいは今後課題にすべきことは何かについて、今井教授からも御提言をいただこうと思っております。

それで今、西岡委員から御質問のありました、これまでのデータですね。まとまった形できちんと説明のできるものがあるのかとかですね、あるいはその現地の状況がどうなっているのかという御質問がありましたので、そちらの方は宇部興産、担当とも協議、相談しながらですね、御説明、あるいは、現地を御案内できれば、御案内させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 以上説明終わりました。よろしいですか。その他、委員の皆さんから。もう一件ある。はい、もう一件どうぞ、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） これは別件でもう1件、先日ですね、市民の方から、救急

の事について、問い合わせというか苦情というかですね、あったのですが。夜中に足の指の骨を折ったと。美祢の市立病院に電話をしたら、今日は耳鼻科の先生が宿直で、ちょっと対応できないと。それは解りましたと。ということで救急の方に電話をしたと。で、救急車を呼ぶ程度ではないので、この近くで救急の受け入れができる病院はどこですかという問い合わせをしたらしいんですが、救急の本部が解りませんということで、かなりまあ、美祢市立病院に電話をしてくれと。市立病院に電話をして、駄目と言われたので、救急に電話をして教えてくださいと。というような状況だったらしいのですが、指令本部が下関ですかね、と一緒になったということで、そういったあたりのフォローができてなかったのかなというのと、そういう場合、救急に電話をするのが正しいのかどうか、そういった面はどうなのかなという御質問があったので、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（河本芳久君） はい、松永消防次長。

○消防次長（松永 潤君） 西岡委員の御質問にお答えします。今お話しをされました事案について、私の方が把握をしておりませんので、正しい回答については、今できないかと思いますが、質問にありました病院紹介については、消防が随時行っております。これは、指令センターが下関にあってもですね、同様の対応をしておるところであります。今回の案件についてですね、状況を把握して、このようなことがないように、今後適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） いいですか。他に。山中委員。

○委員（山中佳子君） 秋芳町の南部と美東地域の水道、簡易水道の軟水化についてお尋ねします。2月にはボーリング調査中ということで、3月20日には秋芳地域は、水質はOKだけれども、水量が少ない。美東地域は水質はいいんだけども——水質も水量も十分あるというふうなお話を全員協議会で伺いましたが、その後の進捗状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 松野水道事業局長。

○水道事業局長（松野哲治君） ただいまの、山中委員の御質問にお答えいたします。まず、秋吉簡水の硬度低減化につきましては、軟水化に対応するシステムの選定を現在検討しておりまして、特に秋芳北部地域の水を利用する混合方式、ブレンド方式とも言いますが、その可能性、水量の確認、それからコストの概

算、それと送水管を布設する際の課題点の洗い出し等を現在調査しております。

水量につきましては、ボーリングの結果、ブレンド方式に対応するまでの水量はございませんでしたので、その他の水源を今探して、水量確認をしているところでございます。

それから、美東簡水の硬度低減化に向けましては、濁水による数年ごとに発生する夜間断水の解消を図る目的として、新たな水源を求める増補事業も並行して進めておりますことから、来年の早い時期に県の認可をいただき、その後事業着手しまして、おおよそ2年程度をめどに事業を完了したいと、現在鋭意作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 3月時点におきましては、秋芳の簡水についても26年度中には結論を出すということでしたが、それは確実に結論を出されますか。

○委員長（河本芳久君） はい、松野水道事業局長。

○水道事業局長（松野哲治君） 山中委員の御質問にお答えいたします。先ほど言いましたように、現在、ブレンド方式、秋芳、秋吉簡水につきましては、ブレンド方式にするのか、ペレット方式にするのかというところを検討しておる最中でございます。最終的には、26年度中には、方向性を出したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はいどうぞ、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、美東の場合は、増水をとということでしたが、増水は増水で、硬度低減化は低減化で別には進めることはできないのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、松野水道事業局長。

○水道事業局長（松野哲治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。硬度低減化と増補、水源を新たに見つけて、水量をふやす事業でございますけども、これはいずれも県の認可が必要となります。認可の資料をつくる際に、経費を要しますので、できるだけ一本にまとめて、作業を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） どうぞ、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先だったのですね、一般質問で、病院事業の経営状況についてということで、一般質問を同僚議員がされたんですが、その際ですね、繰入金の話。これが7億——平均7億5千万くらいで推移をしておると。この事がちょっと市民の皆さんの耳に残っちゃってですね、そんだけもつぎ込んでいるのかと、こういう話の一つあります。実は、あり方検討委員会が合併後設置されました、法定内繰入金、これはよいが法定外繰入金は駄目だと、こういう結論が出たと、ということでですね。

秋山議長が、それではこの過疎地域の中で病院経営は難しいだろうというんで、議会の方で病院事業調査特別委員会やったかいね、設置をしまして。結論からしますと、やはり美東病院、後からちょっと、お答えができればしていただきたいのですが、合併時にどれだけ累積赤字があったのか、ちょっと私の記憶が飛んでいますから。美祢市の方の市立病院はどれだけあったのか。それが今後、両病院がですね、どういうふうに推移したかということをお聞きしたいんですが。

いずれにしても、その病院事業調査特別委員会で、議会側は法定外繰入金は、すべきだと。そして、できるだけ健全経営を目指していただきたいと。それから合わせて、もう一つは現在やっております、看護師の、たしか、奨学制度ですか、なんかもやりました。それから、地域医療のことも特別委員会が取り組んでやってきたわけですね。ぜひですね、その辺のその法定内繰入金と、法定外繰入金。この辺の区別をした上での、説明をいただきたいと思うんですね。

それからもう1点はですね。同僚議員がですね、経営破綻、経営破綻と言われたので、それがまた耳に残って、市民の皆さんが不安に思っておられるんですが、確かに今、赤字もかなりの金額になっています。しかしながら、補填財源がですね、今どの程度あるのか。今後ですね、その補填財源がどういう推移をしていくのか。いわゆる補填財源がなくなっちゃうと、資金ショートを起こすわけですが、私が知る限りでは、補填財源は、安定して進むんじゃないかなと。こういうふうに思っております。とりあえず、その2点について、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、金子病院事業管理部長。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。まず、第1点目の合併時における市立病院、美東病院の累積欠損金ということでございますが、市立病院におきましては、繰越欠損金ですが、1億5,700万円程度でございます。美東病院におきましては、4億6,020万程度の金額になっております。続きまして、法定内外の繰入金——〔「繰越欠損が1億5,700万の、美祢市立病院の欠損金が今、どれくらいになったのか、美東病院がどうなったのかが知りたいんです。」と発する者あり〕はい、市立病院におきましては、今、2億2,500万円ぐらいになっております。また、美東病院におきましては——すみません、ちょっと時間を取りまして、申し訳ございませんが

○委員長（河本芳久君） 急な質問でございますので、暫時休憩を致します。

午前10時14分休憩

.....

午前10時24分再開

○委員長（河本芳久君） それでは委員会を再開いたします。金子管理部長、説明をお願いします。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 大変、失礼をいたしました。先ほどお答えした年度につきまして、18年度ということでお答えをいたしまして、大変申し訳ございません。ちょっと言い戻しをさせていただければと思います。

合併時の各病院の累積欠損金と補填財源の御質問だったと思います。市立病院におきましては、合併時、平成19年度の終わりということで、お答えをさせていただければと思いますが、累積欠損金が2億6,530万円でございます。それでこれ、現在の状況ですが、平成24年度末におきまして、2億2,530万円になっております。美東病院におきましては、平成19年度末におきまして、8億2,410万円の欠損金、平成24年度末におきましては、10億3,760万円の欠損となっております。

次に補填財源でございますが、美祢市立病院におきましては、平成19年度末で、9億5,410万円の財源を持っております。これが平成24年度におきましては、12億2,140万円になっております。また、美東病院におきまして

は、平成19年度におきまして、補填財源がマイナスとなっております、4,440万円でございます。それが平成24年度におきましては、1億1,160万円のプラスに変わっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） よくわかりました。だいたいですね。法定内繰入金に戻りますが、市民の皆さんからするとですね、それがみなこう、なんか、一般質問の中では、なぜか知らんけど、固定資産税収入が17億やったですかいね。なんかそんな質問じゃったと思うんですね。何で固定資産税と比較をされるのか、ちょっとよく意味が解らなかつたのですが、いずれにしても、固定資産税が17億というのもですね、ちょっと市民の皆さんは、税が17億しか入らんのかという印象を受けられたので、あれはその税収の中の固定資産税が17億。それがどうしてその事が出たのかは解りません。それはまあ、別に置きましてですね。

法定内繰入金。当然ですね、交付税で返ってきたりですね、それから、他会計の負担金も入っているし、それから美東病院なんかは特に、あれは、不採算性かなんか〔発言する者あり〕不採算性ですか、何かのことで、1億2,000万くらい入ってますよね。いろんな形で、その交付税処置をされたりして入ってきているということも理解できてないと思うんですね。だから、法定内繰入金はやはり、言葉のとおり、法定内繰入金ということで、当然その各自治体病院に繰り入れをするのがですね、認められていると。ただ、法定外はじゃあどうなのかという議論の中で、議会側としてはですね、僻地の病院をですね、できるだけ存続したいという市長の強い意向もあつたし、市民の皆さんの強い要望もある訳ですから、なのに、医療の需要のミスマッチを起こして、どうのこうのという、まあ議論があつたんですね。それも執行部はぶつけられたけど、執行部はお答えにならなかつたんです。

私はそれから、もうひとつはですね。民間がするべき事業を何で公的がするのかという言い方もされたんです。これもちょっとおかしいなと。やっぱし採算が立たない事業であろうとですね、これを必要ならば、市民の皆さんに必要なならば、公の自治体がやる——為にやっているわけですからね。その辺も非常にその市民の皆さん、勘違いして聞かれたんだと思います。

今言われたようにですね、一方では、確かに赤字も持っております。累積赤字をね。一方では、留保財源をそれに見合う以上のものを今持っているわけですから、端的にお答えいただきたいのですが、この留保財源が、今後このやり方でですね、現状のやり方で、経営破綻を迎えるような、不測が起きるのか起きないのか。それだけお聞きしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、金子管理部長。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 病院事業といたしましては、これまでも、最大限の努力をしてきたというふうに思っております。今後もその努力を続けていきたいというふうに考えております。その努力をもちまして、この留保財源、補填財源につきましては、今後も順調に推移して、病院事業を確固たるものにしていけるものというふうに思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） いいですか。そのほか、委員の皆さんございませんか。無いようでしたら、これをもちまして本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。

午前10時32分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月17日

総務民生委員長

河本芳久